

事 務 連 絡

平成28年4月7日

介護保険指定事業所 各位
(介護給付費請求ご担当者 様)

瑞浪市高齢福祉課長 南波 昇

介護保険被保険者の受給者台帳の送信処理について（お知らせ）

平素は介護保険行政についてご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護給付費の審査機関である岐阜県国民健康保険団体連合会（以下、「連合会」とする）が保有する被保険者の受給者台帳については、各保険者が定期的に連合会へデータ送信することで、随時、登録（更新）がされています。

つきましては、本市が行う受給者台帳の送信処理について、下記のようにとりまとめましたので、ご了知の程、お願いいたします。

記

1 受給者台帳の登録と介護給付費の請求について

保険者が保有する受給者台帳には、被保険者の識別情報（被保険者番号、要介護認定情報等）が含まれます。この受給者台帳を、介護給付費の審査機関である連合会に、定期的にデータ送信することで、連合会が保有する台帳が更新される仕組みです。

介護保険事業所は、サービス提供月の翌月10日までに、介護給付費の請求処理を行い、連合会が保有する受給者台帳と不一致が生じた場合は、返戻等の扱いとなります。

2 これまでの本市における処理

これまで、介護保険事業所が、できる限りサービス提供月の翌月に請求及び審査が行えるように、月末時点の受給者台帳の更新に加え、翌月10日までの受給者台帳の更新（要介護認定等）を、連合会に送信するように努めてまいりました（翌月10日までは連合会が台帳登録を受け付けるため）。

しかしながら、すべてのケースを遺漏なく処理することが困難であり、台帳の不一致（返戻等）が生じることがありました。

このたび市内事業所から、遺漏の無い処理を求めのご意見をいただきましたので、次のように運用いたします。

3 受給者台帳の更新時期

毎月、月末（最終の平日）時点の受給者台帳を連合会に送信する。

※月末時点で要介護認定や居宅介護サービス計画の届出等がされている場合は、すべて台帳に反映されます。（下図 参照）

4 運用開始時期

平成28年4月末時点の受給者台帳より（請求月は平成28年5月より）

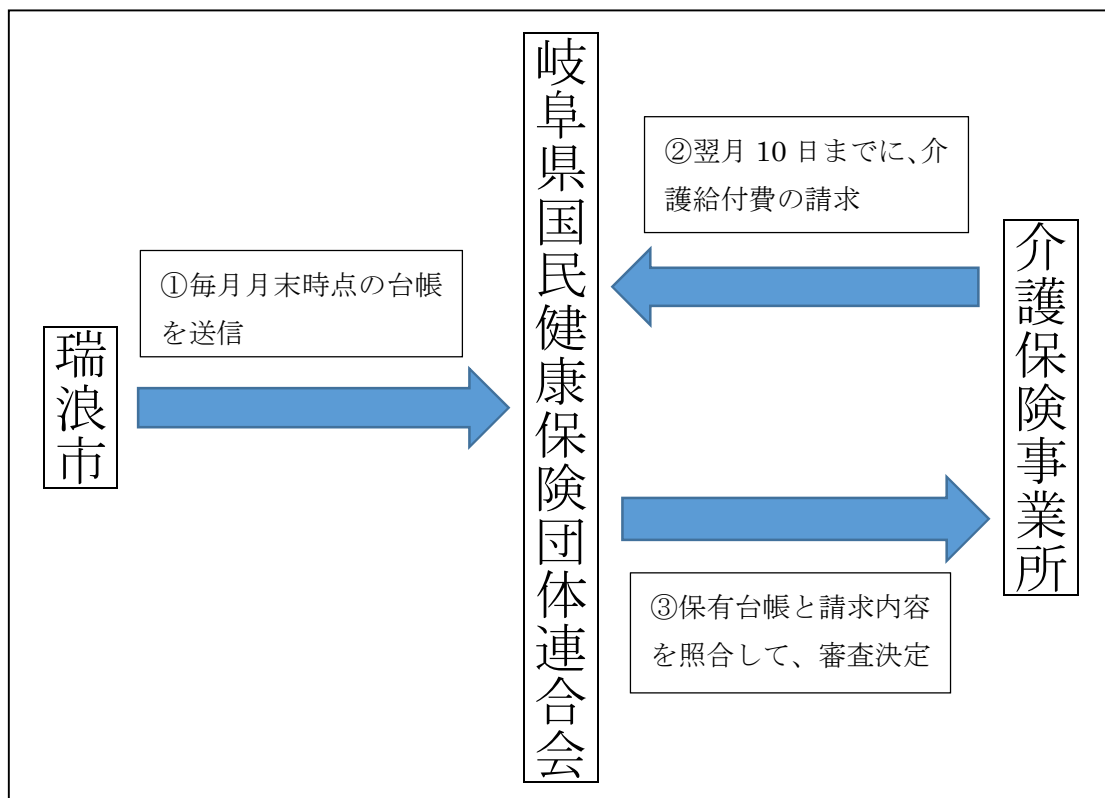
5 介護保険事業所の請求事務における留意点

毎月の月末時点においてのみ、連合会保有の受給者台帳が更新されるため、サービス提供月の翌月以降に要介護認定等が下りても、受給者台帳は更新されません。

よって、その場合は、翌月に介護給付費等を請求しても台帳の不一致で返戻等の扱いとなりますので、ご承知おきください。

※翌々月の請求であれば台帳一致となります。

受給者台帳と介護給付費請求の関係図



【お問い合わせ】

瑞浪市高齢福祉課 介護保険係

電話：0572-68-2116（直通）